

「イノベーション推進助成金」と「ベンチャー企業創出助成金」、「建設業経営革新支援助成金」交付決定先の資金調達を新潟県信用保証協会がバックアップ！

新潟県信用保証協会との 提携保証「ニコット」 をご利用ください。

新潟県信用保証協会では、中小企業の皆様の意欲と創意工夫に満ちた新規創業や、技術・研究開発による経営革新の取り組みを支援するため、公益財団法人にいがた産業創造機構と提携した保証制度「ニコットⅠ」、「ニコットⅡ」を一段と使いやすくしました。

◎公益財団法人にいがた産業創造機構による中小企業者の技術・研究開発などを支援する「イノベーション推進助成金」、新規創業を支援する「ベンチャー企業創出助成金」のほか「建設業経営革新支援助成金」の交付決定企業で、当機構の推薦を受けられる方が対象となります。

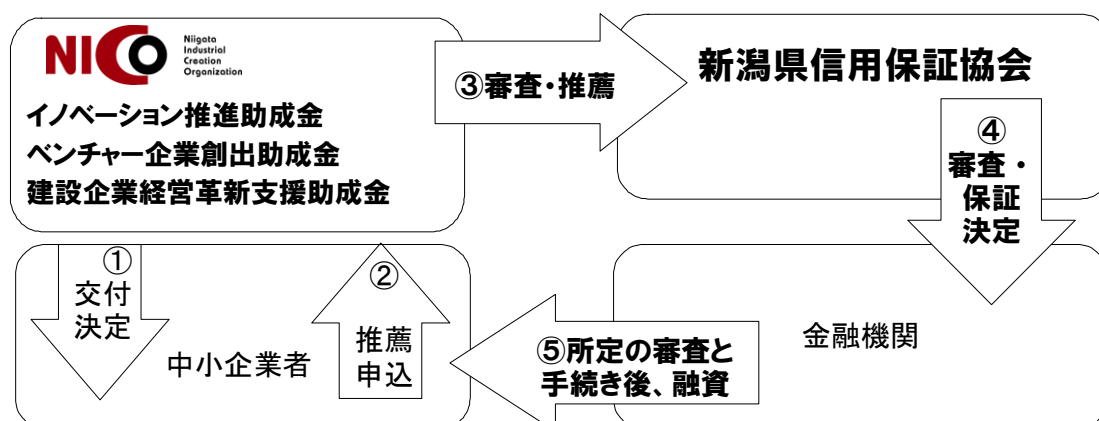
◎無担保・無保証人*でご利用いただけます。

◎助成金交付までのつなぎ資金(ニコットⅠ)と、最大 2,000 万円まで**の長期資金(ニコットⅡ)の2種類があります。

* 個人事業主の場合、連帯保証人は不要です。法人の場合は、法人代表者(実質経営者を含む)の連帯保証が必要です。

** 長期資金の限度額は 2,000 万円です。但し、助成金交付年度は助成事業対象経費の範囲内です。

詳しくは、裏面をご覧ください。



提携保証「ニコット」の制度概要

制 度 名 称	NICO提携保証Ⅰ（通称・ニコットⅠ） イノベーション推進助成金／ベンチャー企業創出助成金／建設企業経営革新支援助成金 対応型 つなぎ資金
特 徴	助成金交付年度において、助成金交付決定額を限度として利用可能です 助成金の交付によって返済していただきます
資 格 要 件	保証対象事業を営む中小企業者で、次のいずれかの要件に該当する方 ①「イノベーション推進助成金」の交付決定を受け、今回保証対象事業に取り組みNICOの推薦を受けられる方 ②「ベンチャー企業創出助成金」の交付決定を受け、今回保証対象事業に取り組みNICOの推薦を受けられる方 ③「建設企業経営革新支援助成金」の交付決定を受け、今回保証対象事業に取り組みNICOの推薦を受けられる者。
資 金 使 途	助成対象事業に係る運転資金または設備資金
保証限度額	助成金交付決定額の範囲内
保 証 期 間	助成金交付決定日から助成金支払予定日まで
返 済 方 法	分割または一括返済
保 証 人	個人事業者の場合、連帯保証人は不要 法人の場合、法人代表者(実質経営者を含む)の連帯保証が必要
担 保	不要
保 証 料 率	協会所定料率
添 付 資 料	助成金申請書(写)及びNICO推薦書

制 度 名 称	NICO提携保証Ⅱ（通称・ニコットⅡ） イノベーション推進助成金／ベンチャー企業創出助成金／建設企業経営革新支援助成金 対応型 長期資金
特 徴	20,000 千円を限度として利用可能です(但し、助成対象経費総額の範囲内)
資 格 要 件 資 金 使 途	NICO提携保証Ⅰ（通称・ニコットⅠ）と同じ
保証限度額	20,000 千円。但し、助成対象経費総額の範囲内
保証取扱期間	助成金交付決定日から 5 年間
保 証 期 間	運転資金 5 年(据置期間 1 年以内を含む)以内 設備資金 7 年(据置期間 1 年以内を含む)以内
返 済 方 法	元金均等返済
その他	NICO提携保証Ⅰ（通称・ニコットⅠ）と同じ

※1. ご利用できる方は、助成金の交付決定を受けた事業を具体的に着手している方、または既にその事業を営んでいる方に限ります。

※2. 審査の結果、ご希望に添いかねる場合がございます。

問合せ先



Niigata
Industrial
Creation
Organization

公益財団法人
にいがた産業創造機構

〒950-0078 新潟市中央区万代島5番1号「万代島ビル」(公財)にいがた産業創造機構・9～10F / NICOプラザ・11F
TEL.025-246-0025 FAX.025-246-0030 E-mail info@nico.or.jp URL http://www.nico.or.jp

経営支援グループ 創業・経営革新チーム

TEL 025-246-0051